

士族就産会社としての「セメント製造会社」

(小野田セメント株式会社の前身) 設立頃の株主

藤 津 清 治

一
士族就産会社というのは、明治十二年(一八七九)三月から同二三年(一八九〇)三月までの間に、政府が士族授産政策として実施した士族授産金の貸付けの対象となつた会社企業を意味する。政府は、この期間に、士族の団体が農・工・商の業を営まんとする場合に、すなわち士族が共同で事業を起さんとする場合に、このような士族団体に対して資金を貸付けた。貸付総額は、四九四万四余に達した。貸付けを受けた士族総数は明らかでないが、明治十二年(一八七九)三月から同一八年(一八八五)一二月までに貸付けを受けた士族数は一〇万人位で

あつたと推定されるのであり、また貸付額は三一九万円余であつた。ところで、ここにいる士族は、文字通りの士族のみでなく、明治三年(一八七〇)の藩制々定により平民に編入された旧藩臣、明治五年(一八七二)卒の階級が廃止されることとなり、これによって平民に編入された元一代抱の卒、政府に対する反乱に加担したため、国事犯として士族籍から除かれたものなどを含むものであつた。つまり、それは広義の士族であつたわけである。ところで、士族が団体でこのような資金を借入れ、事業を起すにあたって、その事業が会社企業の形態をとつたのが、士族就産会社である。就産は、授産を、その対象となつた士族団体の側からみた言葉である。このような

(49) 土族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

会社としては、明治一四年（一八八四）四月山口県厚狭郡西須恵村字小野田に設立された「セメント製造会社」、同年六月広島県安芸郡上瀬村に設立された広島綿糸紡績会社、明治一六年（一八八三）末岡山県岡山区花畑に設立された岡山紡績会社、明治二〇年（一八八七）九月愛知県名古屋区伝馬町に設立された名古屋電燈会社などを挙げる事ができる。これらの会社企業は、明治二〇年代に民間に工場制工業が勃興するにいたった基礎の確立期に設立されたわけである。これらのほかに土族就産会社が存在したであろうが、明らかでない。土族就産金貸付の対象となった事業の大部分が失敗したことが、主な理由の一つであろう。ところで、土族就産会社はまた、それが土族就産という理念にもとづいて設立された会社企業であるということが出来る。そして、そのような理念は、出資者・企業の最高管理職能担当者としての経営者・職員・職工をできるかぎり土族およびその子女にもとめるといふものとして理解されるであろう。

さて、「セメント製造会社」は、土族就産会社の典型をなすものであったといつてよいであろう。それは、土族就産という理念を個性的な姿においてもっともよく実

現した会社企業であったと思われるからである。本稿では、企業形態的に株式会社の先駆形態をなした同社の設立の頃の事情を株主についてみることにする。同社設立の頃においては、職員および職工の数がいまだきわめて僅少であったこと、経営者は株主のうちから選任されたことから、株主の問題が中心をなしたのである。

二

さて、「セメント製造会社」は、明治一四年（一八八二）四月、セメント製造に関するわが国最初の私企業として設立された。当時においては、公企業として政府の深川工作分局が存在したのみであった。

まず、同社設立までの諸事情のうち、株主に関係があったものを簡単に述べることとする。旧萩藩（狭義の長州藩を意味する。広義の長州藩は岩国藩、徳山藩、清未藩、長府藩をも含む）土族であり、のちに「セメント製造会社」初代の「社長」となった笠井順八は、明治一二年（一八七九）頃からセメント製造事業に関心をもち、彼の友人であり、旧萩藩土族であった荒川佐兵衛（「セメント製造会社」設立とともに同社の「技師」となった）とともに、起

業の準備を進めることとなった。笠井らは深川工作分局を訪ねるなど起業のための調査・研究を行い、起業資金は、これを士族授産金の借入れにもとめることとした。これらのことについて、笠井らがつねに相談したのは、旧萩藩士族で笠井の友人の井上馨であった。明治一二年(一八七九)頃、井上は参議兼工部卿であったのである。さて、明治一三年(一八八〇)五月、笠井と荒川を含む三人が発起人となり、笠井を代表者として、六一、〇〇〇円の起業資金借入を政府へ出願した。借入金の抵当には、明治九年(一八七六)の禄制廃止に伴って士族に交付された金禄公債証書(五分利付、六分利付、七分利付、一割利付の四種類であった)のうち七分利付金禄公債証書八八、〇〇〇円を充てることとした。同公債証書の市場価格は当時額面を割っており、笠井らは、同公債証書をその額面一〇〇円につき約七〇円と評価したのである。三九人の発起人のうち、笠井と荒川を除く三七人も、旧萩藩士族であったと思われる。この出願に対し、同年八月、二五、〇〇〇円の授産金貸付が、政府から通達された。笠井らは、当面必要な起業資金を四〇、〇〇〇円と見積るとともに、金禄公債証書による出資を条件として、主として、旧萩

藩士族の間に株主を募集することとした。七分利付金禄公債証書を額面一〇〇円につき七〇円と評価し、右の四〇、〇〇〇円に対して同公債証書五七、一五〇円を株主から調達することとした。しかし、株主に対しては、同公債証書額面五〇円を一株(五〇円)とした。株主の募集が完了し、金禄公債証書五七、一五〇円が調達されたのは、明治一三年(一八八〇)一〇月であったと思われる。ところで、出資された金禄公債証書は七分利付のそれのみではなかった。六分利付のものなどもあった。六分利付のものは、額面六〇円が一株(五〇円)とされた。主として、七分利付のものが出資されたのである。笠井らが政府からの借入金二五、〇〇〇円を入手したのも同月であり、これに対しては、七分利付のもの七七円、六分利付のもの六八円の割合で、出資公債証書の一部を抵当として山口県庁へ差出した。残りの公債証書はこれを、四〇、〇〇〇円と二五、〇〇〇円との差額の一五、〇〇〇円を民間から借入れる場合の抵当にあてる予定であった。ところで、他方、明治一三年(一八八〇)八月政府からの借入金が決定的なため、笠井らは工場の建設地を山口県下の厚狭郡西須恵村宇小野田に決定した。この決定に

(51) 土族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

あたっては原材料の入手、製品の販売などに関する諸条件が考慮されたのは勿論のことであるが、会社を「自国」内に設立するという笠井らの意識も作用した。笠井は、当時においては、旧萩藩以外他国であるという意識が彼らの間にあったと述べている。工場建設地を決定すると間もなく、同年九月には、深川工作分局へ職工見習として波多野和忠、桂喜久、駒井熊太、松本祿郎、大嶋弥三郎を派遣した。引卒者は荒川であった。波多野、桂、駒井、松本は、旧萩藩士族あるいはその子弟であった。大嶋は平民であった。この頃、笠井はまた、セメント焼窯（煉瓦造りの徳利型の窯）などの築造に必要な煉瓦を製造するため、工場建設予定地の近くで煉瓦窯の築造に着手した。これに従事したのは旧萩藩士族村田謙治などであった。煉瓦の製造が開始されたのは、明治一三年（一八八〇）の末のことであった。このように工場建設の準備が進められるとともに、会社設立の準備も行われて、翌一四年（一八八一）三月には創立総会が開かれた。この総会において、株主のなかから、「社長」に笠井が、「取締」に佐藤良助（良輔）および野上謙三（謙蔵）が選任された。佐藤も野上も旧萩藩士族であった。社名も「セメント製造会社」と決定された。そして、同月笠井の名をもって、会社設立願が山口県令宛に提出され、これに対して翌月三日付をもって設立が認可されたのである。

(株主一覽表)

阿部 真一	姓 名	族 籍	旧所属藩	住所およびその地名変遷		
	不詳				住 所 (明治八・九年頃)	明治二二年現在の地名
				第一〇大区第 九小区	山口県吉敷郡上宇野令村	山口市

さて、会社設立頃の株主について述べなければならぬのであるが、これは明らかでない。したがって、明治一五年（一八八二）および同一七年（一八八四）の株主について、姓名・族籍・旧所属藩・出資公債証書の種類・持株数などをみることにする。これによって、設立当時の株主に関する事情を推測することができるであろう。さて、明治一五年（一八八二）八月二四日現在の株主の姓名・族籍・旧所属藩などは、次の通りであった。⁽¹⁾

糸賀閑藏	石津頼三	石田栄左衛門	井上昌	引頭祐一	生田純貞	井原清閑	市川清水	林万樹多	波多野和忠	布施清介	古川竜藏	福井忠次郎	福原恭輔	福田正二郎	藤田新次郎	藤田与次郎	藤村美次郎	江村源助	海老名信一	道家清吉	別府功亮	栗屋嘉介	栗屋穎祐	阿武之介	赤川又七
士族	士族	士族	士族	士族	不詳族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	不詳族	士族	士族
同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩
同区第一〇小区	同区第七小区	同区第一一小区	同区第一二小区	同区第一〇小区	同区第九大第一二小区	同区第七小区	同区第六小区	同区第一〇大第一一小区	同区第一〇大第一二小区	同区第一〇大第一六小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区	同区第一〇大第一八小区
同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町
同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市

(53) 士族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

国司順正	河口野次郎	河野次郎	神代吉人	神代兼石	近藤清太	駒井熊介	小嶋順介	兒玉義雄	兒玉チセ	小林三	小林信一	木梨一介	木梨一介	河村素一	河内平	河内平	勝間田稔	片山八輔	笠井弘介	兼田介	神田直介	伊藤太次郎	伊藤經介	伊藤フキ	糸賀外衛			
士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	不詳族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	
旧																												
同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩
同区第一小区	同区第一小区	第二〇大区第九小区	第一〇大区第九小区	第一〇大区第二小区	第一〇大区第八小区	第一〇大区第一小区	同区第一小区	第二〇大区第六小区	第九大区第五小区	同区第四小区	第一〇大区第一小区	第二〇大区第八小区	第一〇大区第九小区	第一〇大区第九小区	第二〇大区第一小区	第一〇大区第四小区	第二〇大区第八小区	第一〇大区第二小区	第二〇大区第一〇小区	第一〇大区第一〇小区	第二〇大区第一〇小区	第一〇大区第一〇小区	第二〇大区第二小区	第一〇大区第二小区	同区第一小区	同区第一小区	同区第一小区	
同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町
同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市
同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市

中山	中村	中村	中村	内藤	内藤	内藤	長屋	永久	村田	村田	宗像	宮原	三輪	三浦	光田	三戸	松田	松原	正木	桑原	草刈	黒瀬	蔵田	国行	国司	
清輔	二千	良俣	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平	藤平
士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第一〇大区第一四小区	第一〇大区第一二小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区	第一〇大区第一一小区
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
吉敷郡大内町	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市

(57) 土族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

矢野清介	不詳	旧萩藩	第一〇大区第一小区	山口県吉敷郡山口町	山口市
吉田佐一	不詳	旧萩藩	第二〇大区第七小区	同 県阿武郡萩町	萩市
吉田惟一	不詳	旧萩藩	同 区第九小区	同 県同郡同町	同 市
吉田右一	不詳	旧萩藩	第一〇大区第九小区	同 県吉敷郡上宇野令村	山口市
芳村知一	不詳	旧萩藩	不詳	山口県阿武郡椿郷西分村	萩市
吉岡宗輔	不詳	旧萩藩	第二〇大区第二小区	同 県同郡萩町	同 市
湯浅真吾	不詳	旧萩藩	同 区第一小区	同 県同郡萩町	同 市
計 一三八人					

右の株主一覧表は、明治一五年（一八八二）八月二四日付で「セメント製造会社」が山口県庁の勸業課へ提出した株主姓名表の控に株主の族籍・旧所属藩などを加えて作成したものである。株主総数一三八人のうち、族籍が判明したものは一二六人であり、このうち一二五人が土族、一人が平民であった。この場合、土族株主は、波多野和忠のような土族（戸主）の子弟をも含むものである。そして、一二五人の土族はすべて旧萩藩土族であったと考えられる。平民の株主は宗像直次郎であった。彼が広義の土族に属する旧萩藩臣であった可能性がないとはいえないが、明らかでない。また、彼は平民であっても、金禄公債証書を所有することは可能であった。すでに禄制の廃止に伴って、明治一一年（一八七八）七月から金禄

公債証書の交付が開始され、同年九月には同証書の質入・売買などが政府によって許可されたからである。族籍不詳の株主は二人であるが、笠井が株主を旧萩藩土族にもとめる方針であったと考えられることからすれば、これらの株主あるいはその多くが旧萩藩土族であったかとも思われる。いずれにしても、株主総数一三八人のうち一二五人が土族であったことが明らかで、しかもそれらがすべて旧萩藩土族であったと考えられることのみからでも、株主の大部分は旧萩藩土族であったということができる。ところで、明治一三年（一八八〇）九月深川工作分局へ派遣された五人の職工見習のうち波多野和忠、駒井熊太、また同年の秋から煉瓦窯の築造に従事した村田謙治、さらに、明治一四年（一八八一）三月の創立

総会において「社長」に選任された笠井順八、「取締」に選任された佐藤良輔および野上謙蔵の名は株主のうちにみられるが、明治一二年（一八七九）以来笠井とともに「セメント製造会社」の設立に尽力してきた荒川佐兵衛の名が、株主のうちにみられない。荒川は、創立総会開催当時から株主にはならなかったものと思われる。彼は、⁽²⁾ 禄制廃止にもなって、七分利付金禄公債証書五四〇円

(株主一覽表)

を交付されたのであるが。⁽³⁾ ところで、明治一五年（一八八二）八月二四日現在の株主一覽表では、各株主の持株数および出資公債証書の種類が明らかでない。したがって、明治一七年（一八八四）一月一七日現在の株主について、これらを見ることとする。次の一覽表がそれである。⁽³⁾ なお、この表には、参考のため族籍などおもしろ載せることとする。

姓名	族籍	旧所 属藩	持株数	出資・公債証書	下付された金禄公債証書		住所およびその地名変遷		
					種類	金額(円)	住 所	明治二年度の地名	昭和三年
阿部真一	不詳	萩藩	八	七分利付金禄公債証書	不詳	不詳	吉敷郡上宇野令村	吉敷郡上宇野令村	山口市
赤川又七	士族	萩藩	二	同	七分利付	九四〇	阿武郡江向村	阿武郡萩町	萩市
阿武之介	士族	同藩	〇	同	不詳	不詳	同郡土原村	同郡同町	同市
有田範裕	士族	同藩	九	同	不詳	不詳	吉敷郡宮野村	吉敷郡宮野村	山口市
粟屋頼祐	不詳	同藩	三	同	不詳	不詳	同郡金古會町	同郡山口町	同市
粟屋嘉介	不詳	萩藩	五	同	七分利付	八六〇	佐波郡三田尻町	佐波郡三田尻村	防府市
別府功亮	士族	同藩	〇	同	七分利付	六二五	吉敷郡上宇野令村	吉敷郡上宇野令村	山口市
道家清吉	士族	同藩	五	六分利付金禄公債証書	六分利付	一二六五	阿武郡土原村	阿武郡萩町	萩市
海老名信一	士族	同藩	五	七分利付金禄公債証書	七分利付	二八五	吉敷郡下堅小路町	吉敷郡山口町	山口市
江村源介	士族	同藩	二	同	同	四四〇	同郡八幡馬場町	同郡同町	同市
藤村美次	士族	同藩	二	同	同	八三〇	阿武郡椿郷東分村	阿武郡椿郷東分村	萩市
藤田与次	士族	同藩	六	同	同	九四〇	吉敷郡上金古會町	吉敷郡山口町	山口市

(59) 士族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

藤田新次郎	士族	同藩	九	同	同	三九〇	佐波郡西佐波令村	佐波郡佐波村	防府市
福田正二	士族	同藩	五	同	同	二五〇	同郡三田尻村	同郡三田尻村	同市
福原恭輔	士族	同藩	一六	同	同	五四〇	阿武郡古萩町	阿武郡古萩町	同市
福井忠次郎	士族	同藩	一〇	同	同	五六五	厚狭郡西須恵村	厚狭郡須恵村	小野田市
古川竜蔵	士族	同藩	二	同	同	五〇五	熊毛郡平生村	熊毛郡平生村	熊毛郡平生町
布施清介	士族	同藩	一七	六分利付金禄公債証書	六分利付	一二四五	阿武郡江向村	阿武郡萩町	同市
波多野和忠	士族	同藩	四	七分利付金禄公債証書	七分利付	三二〇	同郡椿郷東分村	同郡椿郷東分村	同市
林万樹多	士族	同藩	一五	同	六分利付	一二六五	吉敷郡上金古曾町	吉敷郡山口町	山口市
市川清水	士族	同藩	二	同	六分利付	四五〇	阿武郡椿郷東分村	阿武郡椿郷東分村	萩市
井原閑	士族	同藩	三	六分利付金禄公債証書	六分利付	一二六五	同郡土原村	同郡萩町	同市
生田純貞	不詳	同藩	一〇	七分利付金禄公債証書	不詳	不詳	佐波郡西ノ浦	佐波郡西浦村	防府市
引頭祐一	士族	萩藩	三	同	七分利付	五〇〇	吉敷郡金古曾町	吉敷郡山口町	山口市
井上昌	士族	同藩	六	六分利付金禄公債証書	六分利付	一二六五	阿武郡河添村	阿武郡萩町	萩市
石田栄左衛門	士族	同藩	二	七分利付金禄公債証書	七分利付	一一五	同郡江向村	同郡同町	同市
石津頼三	士族	同藩	二	同	同	六二〇	吉敷郡八幡馬場町	吉敷郡山口町	山口市
糸賀外衛	士族	同藩	一〇	六分利付金禄公債証書	六分利付	一二六五	阿武郡江向村	阿武郡萩町	萩市
伊藤経介	士族	同藩	二	七分利付金禄公債証書	七分利付	五一五	同郡南古萩町	同郡同町	同市
伊藤太次郎	士族	同藩	九	同	同	四九〇	厚狭郡西須恵村	厚狭郡須恵村	小野田市
神田三輔	士族	同藩	二	同	同	六六五	同郡同村	同郡同村	同市
神田直介	士族	萩藩	一〇	七分利付金禄公債証書	同	五四〇	阿武郡椿郷東分村	阿武郡椿郷東分村	萩市
兼常弘介	士族	萩藩	一〇	同	七分利付	六五五	吉敷郡道場門前町	吉敷郡山口町	山口市
笠井順八	士族	同藩	〇	同	同	七六五	阿武郡河添村	阿武郡萩町	萩市
笠井順八	士族	同藩	八	金札引換公債証書(四株) 七分利付金禄公債証書(六株)	同	四三五	吉敷郡宮野下村	吉敷郡宮野村	山口市
片山亥輔	士族	萩藩	一七	七分利付金禄公債証書	七分利付	八三〇	阿武郡古萩町	阿武郡萩町	萩市
勝間田稔	士族	同藩	二一	六分利付金禄公債証書	六分利付	一二六五	吉敷郡御堀村	吉敷郡大内村	吉敷郡大内町

河内庸平	河素一	河村亦介	木梨金一	木梨信一	小林秀知	小林得三	児玉チ七	児玉義雄	小嶋順介	駒井熊太	近藤清石	神代兼治	神代弥吉	河野次郎	口羽良介	国司順正	国司満喜	国行故介	蔵田秋輔	黒瀬正二	草刈隆一	桑原亮	正木基介	松原純平	松田賀介	
士族	士族	不詳	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	不詳	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	
同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	
四	二	六	六	一五	二〇	一	一一	二	二	二	二	一〇	一〇	六	四	五	六	六	一六	二	六	五	一〇	二	二	
七分利付金禄公債証書	同	同	六分利付金禄公債証書	六分利付金禄公債証書(三株)	七分利付金禄公債証書(五株)	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六分利付金禄公債証書	七分利付金禄公債証書	同	同	六分利付金禄公債証書	七分利付金禄公債証書	同	
同	七分利付	不詳	六分利付	同	七分利付	不詳	七分利付	同	同	同	同	不詳	七分利付	同	六分利付	同	七分利付	同	六分利付	七分利付	六分利付	七分利付	六分利付	七分利付	同	
一二六五	三三五	不詳	一二六五	一二六五	四四〇	不詳	八六〇	九四〇	三九〇	九四〇	九四〇	不詳	六二〇	七五〇	一二九〇	一二六五	八四五	三七五	一二六五	四九〇	一二〇五	六〇五	一二六五	七四〇	六〇〇	
阿武郡江向村	厚狭郡有帆村	吉敷郡上宇野令村	阿武郡浜崎町	吉敷郡上宇野令村	同郡御堀村	佐波郡三田尻町	阿武郡樟郷東分村	同郡江向村	吉敷郡上宇野令村	阿武郡浜崎町	吉敷郡八幡馬場町	美祿郡綾木村	吉敷郡大市町	阿武郡南古萩町	同郡堀内村	同郡江向村	同郡南古萩町	同郡南古萩町	佐波郡三田尻町	阿武郡江向村	吉敷郡大市町	同郡御堀村	同郡大刀亮町	同郡上堅小路町	阿武郡堀内村	同郡川島村
阿武郡萩町	厚狭郡高千帆村	吉敷郡上宇野令村	阿武郡萩町	吉敷郡上宇野令村	同郡大内村	佐波郡三田尻村	阿武郡樟郷東分村	同郡萩町	吉敷郡上宇野令村	阿武郡萩町	吉敷郡山口町	美祿郡綾木村	吉敷郡山口町	阿武郡萩町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	同郡同町	佐波郡三田尻村	阿武郡萩町	吉敷郡山口町	同郡大内村	同郡山口町	同郡同町	阿武郡萩町	同郡同町
萩市	小野田市	山口市	萩市	山口市	山口市	防府市	萩市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	山口市	萩市	同市	同市	同市	同市	防府市	萩市	山口市	吉敷郡大内町	山口市	同市	同市	同市

(61) 土族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

岡治助	乃美宣	能美守人	野村政三	野上謙介	野田民衛	西村成邦	西順大	根来親祐	中山明	中村清輔	中村二良	中村千俣	内藤左平	内藤恭輔	内藤之厚	長屋又輔	永久与一	村田乙一	村田謙治(次)	宗像直次郎	宮原正亮	三輪武次	三浦芳介	光田和介	三戸政的
土族	土族	不詳	土族	土族	土族	土族	土族	土族	土族	土族	土族	土族	不詳	土族	土族	土族	土族	土族	平民(町人)	土族	土族	土族	土族	土族	不詳
同藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩
八一	一〇六	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九	二〇九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	七分利付金禄公債証書	同	六分利付金禄公債証書	同	同	同	同	同	同	七分利付金禄公債証書	一割利付金禄公債証書	七分利付金禄公債証書	同
七分利付	六分利付	不詳	同	同	七分利付	不詳	七分利付	六分利付	同	同	同	六分利付	不詳	同	六分利付	同	同	同	七分利付	同	同	同	同	七分利付	不詳
三九〇	一二六五	不詳	四〇〇	五〇五	八六〇	不詳	二四八〇	一二六五	三二〇	八〇〇	四九〇	一三一〇	不詳	一二六五	一二六五	八六〇	五五〇	二九五	一一五	三一五	四三〇	八七五	六九五	不詳	
厚狭郡船木村	阿武郡江向村	吉敷郡馬場殿小路町	熊毛郡室積村	吉敷郡上宇野令村	阿武郡南古萩町	同郡御堀村	吉敷郡後河原町	阿武郡堀内村	厚狭郡西須惠村	同郡椿郷西分村	阿武郡江向村	吉敷郡上金古曾町	同郡土原村	同郡江向村	阿武郡土原村	吉敷郡後河原町	同郡河添村	阿武郡江向村	厚狭郡西須惠村	同郡瓦町	阿武郡江向村	厚狭郡有帆村	阿武郡今古萩町	吉敷郡今道町	同郡椿郷東分村
厚狭郡船木村	阿武郡萩町	吉敷郡山口町	熊毛郡室積村	吉敷郡上宇野令村	阿武郡萩町	同郡大内村	吉敷郡山口町	阿武郡萩町	厚狭郡須惠村	同郡椿郷西分村	阿武郡萩町	吉敷郡山口町	同郡同町	同郡同町	阿武郡萩町	吉敷郡山口町	同郡同町	阿武郡萩町	厚狭郡須惠村	同郡同町	阿武郡萩町	厚狭郡高千帆村	阿武郡萩町	吉敷郡山口町	同郡椿郷東分村
厚狭郡椿町	萩市	山口市	光市	山口市	萩市	吉敷郡大内町	山口市	萩市	小野田市	同市	萩市	山口市	同市	同市	萩市	山口市	同市	同市	小野田市	同市	萩市	小野田市	山口市	同市	

高洲謙三	田上競	鈴木達雄	杉善一	杉藤	末永嘉忠	末国一平	末広常雄	周田澄藏	白井梅	進十六	重富与三	重富退三	波谷勝	佐藤陽三	作間政平	佐波又左衛門	斉賀豊	大谷正三	大野音三郎	大橋信一	御座和貴	岡田伊助	岡孫太郎	岡謙助		
士族	士族	士族	不詳	士族	士族	士族	不詳	士族	不詳	士族	士族	士族	士族	不詳	士族	士族	不詳	士族	士族	士族	士族	士族	士族	平民		
同藩	同藩	萩藩	萩藩	萩藩	同藩	萩藩	萩藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩		
一〇	七	六	五	六	一〇	二	一〇	五	三	二	二	一〇	一〇	一〇	一〇	六	一〇	二	一〇	六	一	六	六	一〇		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	七分利付金禄公債証書	同	同	同	七分利付金禄公債証書	六分利付金禄公債証書	同	同	同		
同	六分利付	七分利付	不詳	七分利付	不詳	七分利付	不詳	七分利付	不詳	七分利付	六分利付	同	七分利付	不詳	七分利付	不詳	同	同	同	七分利付	六分利付	同	同	同		
一一〇五	一二六五	三三五	不詳	四八〇	不詳	三九〇	不詳	一七〇	不詳	九四〇	一二六五	六三〇	八八〇	不詳	五九五	八六〇	不詳	六四〇	六八五	九四〇	一二六五	五三五	三五五	二五		
同郡川島村	同郡平安古町	阿武郡江向村	佐波郡東佐波令村	同郡同村	厚狭郡船木村	阿武郡江向村	吉敷郡今小路町	阿武郡川島村	美祿郡綾木村	吉敷郡上字野令村	美祿郡太田村	同郡同町	同郡米殿小路町	同郡八幡馬場町	同郡上字野令村	同郡秋穂二島村	吉敷郡御堀村	同郡上字野令村	阿武郡榑郷西分村	厚狭郡西須恵村	吉敷郡上字野令村	同郡平安古町	阿武郡南古萩町	同郡同村	吉敷郡上字野令村	
同郡同町	同郡同町	阿武郡秋町	佐波郡佐波村	同郡同村	厚狭郡船木村	阿武郡秋町	吉敷郡山口町	阿武郡秋町	美祿郡綾木村	吉敷郡上字野令村	美祿郡太田村	同郡同町	同郡山口町	同郡山口町	同郡上字野令村	同郡秋穂二島村	吉敷郡大内村	同郡上字野令村	阿武郡榑郷西分村	厚狭郡須恵村	吉敷郡上字野令村	同郡同町	阿武郡秋町	同郡同村	同郡同村	吉敷郡上字野令村
同市	同市	萩市	防府市	同郡同町	厚狭郡桶町	萩市	山口市	萩市	美祿郡美東町	美祿郡美東町	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	小野田市	山口市	同市	萩市	同市	同市	山口市

(63) 士族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

吉田 佐一	矢野 清介	山根 良助	山根 半亮	山本 陽三	山川 久助	山口 燭介	山田 藤助	脇 省三	宇佐川 厚介	宇野 英彦	上山 清也	上田 宣行	上田 一雄	俊成 梅槌	富田 潤三	俵田 瀬兵衛	俵田 佐平	俵田 勘兵衛	田中 清吉	田中 作一	田中 実	田中 益三	田中 十造	武光 信雄	高洲 正輔
不詳	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	士族	不詳	士族	士族	士族	士族	不詳	士族	士族	士族	士族	士族	士族	不詳	士族
同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	萩藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	同藩	萩藩	同藩	同藩
六一	一三	四〇	一〇	三八	八八	八五	〇一	一一	一二	〇二	二七	〇七	一〇	五五	五六	六一	一四	〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
									一割利付金 七分利付金																
不詳	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
不詳	八六〇	三一五	四四〇	九四〇	一四〇	三七五	三二五	四四〇	六四五	六四〇	一一五	六四〇	四九〇	三八〇	七八五	不詳	二六五	三二五	三六五	一二六五	四四五	六九五	六九五	九四〇	
同郡野田町	吉敷郡松ノ木町	阿武郡榑郷東分村	同郡金古曾町	同郡御堀村	吉敷郡吉敷村	玖珂郡錦見村	厚狭郡西須恵村	佐波郡三田尻村	同郡榑郷東分村	阿武郡堀内村	吉敷郡上宇野令村	阿武郡榑郷東分村	同郡西須恵村	同郡同村	同郡同村	同郡同村	厚狭郡小串村	吉敷郡上宇野令村	厚狭郡東須恵村	阿武郡榑郷東分村	吉敷郡堅小路町	同郡榑郷東分村	同郡宮市町	佐波郡西佐波令村	
同郡同町	吉敷郡山口町	阿武郡榑郷東分村	同郡山口町	同郡大内村	吉敷郡吉敷村	玖珂郡岩国町	厚狭郡須恵村	佐波郡三田尻村	同郡榑郷東分村	阿武郡萩町	吉敷郡上宇野令村	阿武郡榑郷東分村	同郡須恵村	同郡同村	同郡同村	同郡同村	厚狭郡宇部村	吉敷郡上宇野令村	厚狭郡厚南村	阿武郡榑郷東分村	吉敷郡山口町	阿武郡榑郷東分村	同郡同村	佐波郡佐波村	
同市	山口市	萩市	山口市	町吉敷郡大内	山口市	岩国市	小野田市	防府市	同市	萩市	山口市	萩市	防府市	小野田市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	同市	

吉田惟一	士族	萩藩	六	同	七分利付	四五五	同郡上宇野令村	同郡上宇野令村	同市
吉田右一	士族	同藩	二	同	同	九四〇	同郡同村	同郡同村	同市
芳村知一	不詳	一〇	同	同	不詳	同郡野田町	同郡山口町	同市	
吉岡宗輔	士族	萩藩	二	同	七分利付	三三五	阿武郡檜郷西分村	阿武郡檜郷西分村	萩市
湯浅真吾	士族	同藩	三	同	六分利付	一二六五	同郡江向村	同郡萩町	同市

株主総数一四六八(但し、同盟会総代笠井順八を除く)
株式総数一一四三株

右の株主一覧表は、「セメント製造会社」の視察などのため山口へ出張してきた農商務省書記官奥清助に対して、同社が明治一七年(一八八四)一月一七日付で提出した「株数及株主姓名記」の控に出資公債証書の種類などを加えて作成したものである。「株数及株主姓名記」には、株主の姓名・持株数・住所が記載されているのみである。さて、各株主の出資公債証書の種類および持株数と関連して、出資公債証書の種類別株主数および種類別株式数を見ることとする。それらは、七分利付金禄公債証書一三二人・一、〇〇一株、六分利付金禄公債証書一人・一四株、一割利付金禄公債証書二人・二四株、金札引換公債証書一人・四株であった。出資は、主として、七分利付金禄公債証書によって行われたわけである。

ところで、この場合株主数の総計は一四八八となるが、これは笠井順八の出資公債証書が七分利付金禄公債証書と金札引換公債証書との二種類であったこと、および木梨信一のそれが七分利付金禄公債証書と六分利付金禄公債証書とであったことによる。なお、公債証書の額面金額と株式金額(一株五〇円)との関係は、七分利付金禄公債証書額面五〇円、六分利付金禄公債証書額面六〇円、一割利付金禄公債証書額面四〇円、金札引換公債証書額面五〇円が、それぞれ一株とされた。金札引換公債証書は六分利付であったにもかかわらず、その額面六〇円ではなくて五〇円が一株とされた理由は、明らかでない。また、一覧表において、出資金禄公債証書の種類と下付された金禄公債証書のそれとがことなる場合、および両者

が同一であっても出資金禄公債証券の額が下付された金
禄公債証券のそれよりも大きい場合があるが、これらはい
ずれも、株主が金禄公債証券を買入れて出資したこと
によるものと思われる。

以上、明治一五年（一八八二）八月二四日現在の株主に
ついて姓名・族籍・旧所属藩などを、また同一七年（一
八八四）一月一七日現在の株主について各株主の出資公
債証券の種類および持株数などをみるとともに、これに
よって、株主の大部分が旧萩藩士族であったこと、出資
公債証券の中心が七分利付金禄公債証券にあったことな
どが明らかとなった。これらのことは、設立頃の株主に
ついてみられたことだといつてよいであろう。

(1) 本表は、山口県庁勸業課が明治一五年（一八八二）八
月二二日付で、「セメント製造会社」に対して「株主居住地
姓名等」の届出でをもとめたのに対して、「株主居住地
日付で提出した株主の姓名（自明治一六年
至同三四年） 雑録 庶務課
所収）を、アルファベット順に整理したものである。なお、
右の「雑録」に収められている株主の姓名表には、居住地
は記載されていない。また、この姓名表は紙魚により損傷
しているため、姓名は、「自明治一四年
至同二年） 出資金禄公債
証券関係 庶務課」（小野田セメント株式会社本社所蔵）

を参照して判読した。

「族籍」は、「郡中大略」（山口県文書館所蔵）、「分限
帳 明治三年」（八冊）（毛利家文庫）、「仮分限帳 明治
三年八月一日改」（九冊）（毛利家文庫）、「秩禄処分」（一
〇冊）（山口県文書館所蔵）、「土族金禄調帳 明治八年一
一月一日改 山口県」（山口県文書館所蔵）、「旧長藩諸臣
一覽草稿」、「山口県文書館（編） 防長風土注進案研究要
覽 同館 昭和四一年」によった。

「住所」は、「金禄券根帳 公債掛」（六四冊）によった。
「金禄券根帳」の作成時期は明治八年（一八七五）および
同九年（一八七六）頃であったと考えられることから、
「住所」もこの頃のものであったと思われる。なお、山口
県下の行政区として大区・小区制がとられたのは、明治六
年（一八七三）六月であった。この区制は、明治一一年
（一八七八）七月郡区町村編制法が太政官から布告される
におよんで、同年一〇月に廃止された。しかし、従来の町
村はそのまま存続するものとされた。一〇〇余の町と六〇
〇余の村が存在した。これらの町村は、これを小区との関
係についてみれば、一小区に複数の町あるいは村が属する
場合がほとんどであった。したがって、株主の「住所」を
明治一五年（一八八二）八月現在の町村名によって示すこ
とは、困難なわけである。ところで、明治三二年（一八八
九）四月市制および町村制が実施され、従来の町および村
が整理されて、一市・四町・二二四村となった。これらの

市町村については、市は勿論、町村もまたそれらの大部分のものが、前述の小区の一つあるいは二つ以上を含むものであった。このような理由から、「住所」は、これを明治二二年（一八八九）現在の地名によって示すこととしたわけである（山口県総務部文教課長福澄十郎（編）前掲書一七八～一八〇、一八二、二二三～二五八頁）。

「明治二二年現在の地名」および「昭和三十一年一月一日現在の地名」は、「山口県総務部文教課長福澄十郎（編）前掲書」所収の「市町村沿革一覽」によった。

「所屬藩」については、笠井は株主を旧萩藩士族にもとめる方針であったと考えられるのであるが、本表では「所屬藩」を「住所」によって判断することとした。明治八・九年（一八七五・六）頃には自藩以外は他国であるという意識があり、したがっていわゆる他国への住所移転はほとんどなかったであろうことからすれば、このような判断は十分可能であると思われる。ただ、株主のうちには、明治八・九年（一八七五・六）頃山口県吏であった人々がみられる。これらの人々については、「住所」から「所屬藩」を判断することには問題があるとも考えられる。旧萩藩以外の四支藩の士族も、勤務の都合上、山口県庁の近くに居住した可能性もあるからである。当時山口県吏であった人々は、次の通りであった（官員録 明治八年三月 一五三～一五四頁、官員録 明治九年二月 一四六～一四七頁）。古川竜藏、石津頼三、兼常弘介、笠井順八、木梨信一、神

代弥吉、桑原亮、正木基介、光田和介、長屋又輔、中村千俣、西順太、大谷正三、佐藤良輔、重富退三、進十六、末国一平、田門愿一、田中清吉、矢野清介、吉田右一、吉田惟一の二二人であった。これらのうち古川竜藏、石津頼三、神代弥吉、中村千俣、大谷正三、田中清吉の六人以外は、旧藩の階級名あるいは士族の等級（明治元年一二月の等級）からみて旧萩藩士族であったことが明らかである。階級あるいは士族の等級は、次の通りであった。兼常弘介—大組（中士上等）、木梨信一—大組（中士上等）、桑原亮（下士上等）、正木基介—大組（中士上等）、光田和介—代遠近付（中士上等）、長屋又輔—大組（中士上等）、西順太—一代無給通（下士上等）、佐藤良輔—中士下等、重富退三—三十八通（下士上等）、進十六—大組（中士上等）、末国一平—無給通（下士上等）、田門愿一—無給通（下士上等）、矢野清介—下士上等、吉田右一—無給通（下士上等）、吉田惟一—無給通（下士上等）であった（分限帳 明治三年。仮分限帳 明治三年八月一日改。旧長藩諸臣一覽草稿。時山禰八 前掲書 二六八～二七〇頁）。さらに、六人のうち古川竜藏、石津頼三、大谷正三、田中清吉はその「住所」（これらの人々については出身地を意味すると思われる）からみて、旧萩藩士族であったと考えられる。残る神代弥吉および中村千俣も、笠井が株主を旧萩藩士族にもとめる方針であったと考えられることからして、旧萩藩士族であったといつてよいであろう。なお、西村成邦の

(67) 士族就産会社としての「セメント製造会社」設立頃の株主

所屬藩は、明治八・九年（一八七五・六）頃の彼の住所が判明しないため、これを笠井が株主を旧萩藩士族にもとめる方針であったと考えられることによることとした。ところで、「所屬藩」を「住所」によって判断する場合、「山口県総務部文教課長福澄十郎（編）前掲書」所収の「藩政時代支藩及宰判別地図（幕末）」を利用した。

(2) 給禄帳 第二 公債掛（山口県文書館所蔵）。

(3) 本表の「氏名」・「持株数」・「住所」は、明治一七年（一八八四）一月一七日付の「株数及株主姓名記」（自明治四年至同三） 雑録 庶務課 所収による。この「株数及株主姓名記」は、「セメント製造会社」視察などのために山口へ出張してきた農商務省書記官奥清助に提出するため、「セメント製造会社」から山口県庁勸業課へ発送されたもの同控である。「氏名」は、これをアルファベット順に整理した。

明治一五年（一八八二）八月二四日現在の株主ではなくて、同一七年（一八八四）一月一七日現在株主であったものの族籍は、明治一五年（一八八二）八月二四日現在の株主の族籍と同一資料によったほか、「戸籍簿」（小野田市役所々蔵）によった。

「出資公債証書」は、まず明治一七年（一八八四）二月七日「セメント製造会社」が農商務省二等属西田栄太郎に提出した出資公債証書の種類別株数に関する控（自明治二四年至同三） 雑録 庶務課 所収）によった。これによれば、六分

利付金禄公債証書一四株、七分利付金禄公債証書一〇株、一割利付金禄公債証書二四株、金札引換公債証書四株、計一、四三株であった。各株主の出資公債証書の種類のうち、六分利付および七分利付の金禄公債証書については、これらの株数および本表の「持株数」との関連において、「自明治一四年 出資金禄公債証書関係 庶務課」（自明治二年至同二） 「セメント製造会社資本公債証書売却勘定報告書 明治二〇年四月一〇日」（小野田セメント株式会社本所蔵）、本表の「下付された金禄公債証書」を参照することによって、これを推定した。一割利付金禄公債証書二四株の出資者のうち三浦芳介については、明治一七年（一八八四）二月一日付で山口県庁へ「セメント製造会社」が提出した「金禄公債証書の籤届」および付属書類の控（自明治一六年至同三） 雑録 庶務課）によった。また金札引換公債証書四株の出資者笠井順八については、「セメント製造会社資本公債証書売却勘定報告書 明治二〇年四月一〇日」によった。

「下付された公債証書」は、「金禄券根帳 公債掛」（六四冊）、「給禄帳 公債掛」（六冊）によった。「住所」の地名変更は、「山口県総務部文教課長福澄十郎

郎(編)「前掲書」所収の「市町村沿革一覽」によつた。

なお、明治一五年(一八八二)八月二十四日現在の株主であつて、同一七年(一八八四)一月一七日現在の株主でなかつたものは糸賀閑藏(士族)、神代兼人(士族)、内藤刷(士族)、齊賀豊作(士族)、佐藤良輔(士族)、上田宣助(士族)、山田春三(士族)、山口俊助(不詳)の八人であつた。また、前者において株主でなくて、後者において株主であつたものは有田範裕(士族)、神田三輔(士族)、神代兼治(不詳)、内藤元厚(士族)、能美守人(不詳)、岡謙助(平民)、齊賀豊(不詳)、佐藤陽三(不詳)、白井梅(不詳)、杉藤(不詳)、俵田勘兵衛(士族)、俵田佐平(不詳)、俵田瀬兵衛(士族)、富田潤三(士族)、上田宣行(不詳)、山口燭介(士族)の一六人であつた。これら一六人のうち、内藤元厚は内藤刷の長男であつた。岡謙助は七分利付金祿

公債証書二五円を下付されていることから、士族に編入されなかつた旧藩臣であつたといふことができる。つまり、彼は広義の士族に属したわけである。彼の旧所屬藩は住所からみて、旧萩藩であつたと思われる。有田範裕、神田三輔、俵田勘兵衛、俵田瀬兵衛、富田潤三、山口燭介の旧所屬藩については、これを株主一覽表に記載しなかつた。しかし、山口燭介を除く五人は、その住所からみて旧萩藩士族であつたと思われる。山口は、その住所からみて旧岩国藩士族であつたのであろうかと思われる。

(4) 明治一七年二月七日、セメント製造会社社長笠井順八から農商務省へ提出した会社状況報告書「現書ハ一七年二月七日於赤間閩海路農商務二等屬西田栄太郎ニ渡シ」(自明治四年 雜録 庶務課 所収)。

(一橋大学助教)